

策 定 要 領 と の 関 連

令和元年8月26日(月)

埼玉県社会的養育推進計画 第3回検討委員会

策定要領（２）当事者である子どもの権利擁護

【国の方針】

- ◆措置児童や一時保護児童の権利擁護の観点から
 - ・当事者である子どもからの意見聴取(酌み取り)の方策
 - ・子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進める。
- ◆計画策定に当たっての留意点
 - ・施策利用に際しての子どもへの十分な説明の徹底

【本県の現状】

- ◆児童相談所による措置児童等の面談を年1回以上実施
 - ⇒ 施策利用に際して児童への十分な説明、意見を反映
- ◆「子供の権利ノート」を措置児童等に配布し、子どもへの自らの権利の説明、返信用封筒による苦情・通報等意見表明の手段提供
- ◆児童福祉施設(概ね3年に1回)、一時保護所の第三者評価受審による利用者児童の意見調査の結果を含めた客観的評価の実施
- ◆未成年後見人の選任に対する支援
- ◆県子どもの権利擁護委員会の運営

【素案における具体的取組】

- 修27 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【こども安全課】
- 修15・28 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。【こども安全課】(再掲)
- 新29 児童相談所職員が子供の意向を汲み取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。【こども安全課】
- 修30 社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、子供が意見を述べるができる機会を確保します。また、子供の意見表明を支援する仕組み(アドボケート制度)を検討します。【こども安全課】
- 新31 民間機関等による第三者評価制度を活用し、児童養護施設等入所児童の意向の客観的な把握に努めます。【こども安全課】
- 新32 親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度が適切に運用できるよう支援します。【こども安全課】
- 新33 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。【教育局関係各課】
- 新16 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童等虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。【福祉政策課】
- 17 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。【健康長寿課・こども安全課】(再掲)
- 18 虐待などの暴力から身を守るとともに人権意識を高めるため、CAPプログラム等を実施します。【こども安全課】
- 19 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。【こども安全課】
- 修20 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。【こども安全課】
- 新21 子供と直接接する保育士や幼稚園教諭等を対象とした研修を実施することにより、児童虐待に対し適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。【こども安全課】
- 22 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、子供を虐待から守る学校づくりを推進します。【人権教育課】
- 23 教職員を対象に児童虐待を早期発見・早期対応する力を養成するための研修会を実施します。【人権教育課】
- 24 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。【こども安全課】
- 新25 DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。【男女共同参画課】
- 26 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。【こども安全課】

【国の方針】

- ◆市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組
 - ・子育て世代包括支援センター、市町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市町村の支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用に係る支援・取組
 - ・子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策
- ◆児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
 - ・児童家庭支援センターの機能強化、設置

【本県の現状】

- ◆市町村の相談支援体制等
 - ・子育て世代包括支援センター 87か所（53市町村）
 - ・市町村子ども家庭総合支援拠点（6市町設置）
 - ・市町村の支援メニュー（ショートステイ：25市、トワイライトステイ：8市）
 - ・母子生活支援施設の活用 ⇒ 施設の項を参照
 - ・児童虐待相談の中核となる職員向け研修や児童福祉司任用資格研修の実施、児童相談所〇B職員の派遣
- ◆児童家庭支援センター（県内3か所、主に地域の相談支援を実施）

【素案における具体的取組】

- 34 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。【こども安全課】
- 修35 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。【こども安全課】
- 修36 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。【こども安全課】
- 新37 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、情報の提供その他の必要な支援を行います。【健康長寿課】（再掲）
- 38 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。【健康長寿課・こども安全課】
- 新39 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。【健康長寿課】（再掲）
- 新40 子供の最も身近な場所において、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を行う子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。【こども安全課】
- 41 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点の充実を図ります。（再掲）
- 42 地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。【福祉政策課】
- 43 市町村が行う短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業を支援します。【こども安全課】

【国の方針】

◆里親委託率（国の目標）

- ・3歳未満：概ね5年以内に75%
- ・就学前：概ね7年以内に75%
- ・学童期以降：概ね10年以内に50%

◆里親・ファミリーホームへの委託子供数の見込み

- ・2024年度時点（令和6年）及び2029年度時点（令和11年）における里親・ファミリーホームへの委託子供数の見込みを推計

◆フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）実施体制の構築に向けた計画を策定

【本県の現状】

◆里親等への委託児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
里親等委託児童数	130	142	158	171	213	242	264	274	276
里親等委託率	9.2%	10.1%	11.0%	11.7%	14.6%	16.6%	17.8%	18.0%	18.4%

◆県5か年計画目標値

- ・里親等委託率：H33年度末 23%

◆フォスタリング業務の実施体制構築について

- ・平成30年度 NPO法人によるフォスタリング業務を越谷児童相談所管内（1か所）で実施した。

【素案における具体的取組】

修44 保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、家庭養育の推進について、家族支援と合せて、児童相談所の職員体制の充実を図ります。【こども安全課】

新45 未委託里親に対する研修や子供と交流中、又は委託直後の里親を訪問するなどの支援を行います。【こども安全課】

新46 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する、里親フォスタリング事業など民間と連携した里親登録を推進します。【こども安全課】

47 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。【こども安全課】

48 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。【こども安全課】

49 ファミリーホームの周知を図るとともに、必要な支援を行い、開設を促進します。【こども安全課】

指標 里親等委託率 現状値 22.1%（平成30年度）⇒ 目標値 32%（令和6年度）

【国の方針】

- ◆特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ◆概ね5年以内に1,000人以上／年（都道府県ごとの目標値はなし）

【本県の現状】

- ◆さいたま家庭裁判所管内の特別養子縁組成立数の推移（ ）は児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	5年平均
件数	18(10)	31(14)	42(12)	27(10)	41(19)	32(13)

- ◆養子縁組里親登録数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29
世帯数	253	298	318	351	387

県全体の成立数の約4割が見相関与

- ◆妊産婦支援による養子縁組推進事業の実施

- ・現状：平成30年度から産科医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の相談窓口を開設。児童相談所と連携し、特別養子縁組等の調整を実施

【素案における具体的取組】

新50 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関とも連携した取組を進めます。【こども安全課】

新51 支援が必要な妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。【こども安全課】

【国の方針】

- ◆施設で養育が必要な子ども数の見込み = 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」（需要数） - 里親等委託必要数
- ◆県は乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の計画を策定する（計画策定に当たっての留意点）
 - ・施設養育の必要数の算定に当たっては十分な受皿を確保する。
 - ・就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等への委託を原則とする。また、家庭復帰等に取り組む。
 - ・各施設は地域分散化及び多機能化・機能転換の具体的計画（人材育成を含む）を策定し、概ね10年程度で進める。
 - ・地域分散化の例外として専門的ケア対応は専門職の即時の対応、4人×4単位程度の小規模化を進める。
 - ・児童心理治療施設、児童自立支援施設は専門的ケアに対応。母子生活支援施設は多機能化等を進めニーズに応じて利用する。

【素案における具体的取組】

修52 児童福祉施設における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。【こども安全課】

修53 児童福祉施設において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。

【こども安全課】

新54 児童福祉施設の一部保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。

【こども安全課】

修55 児童福祉施設協議会等と連携して人材確保や育成の取組を支援します。【こども安全課】

56 児童福祉施設において個々の子供に応じたきめ細かいケアが可能となるように職員の確保やケア体制の充実を図ります。【こども安全課】

57 児童福祉施設における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。【こども安全課】

修58 児童養護施設等の子供に対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。【こども安全課】

新59 専門的ケアを行う施設である児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。【こども安全課】

新60 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。【こども安全課】

61 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員の研修の充実を図るとともに、児童福祉施設の運営指導をきめ細かく行います。【こども安全課】
(再掲)

62 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。【人権教育課、こども安全課】

63 児童養護施設の職員等を対象に、児童虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。【人権教育課】

【国の方針】

- ◆「一時保護ガイドライン」を踏まえ、一時保護改革に向けた計画を策定すること
- ・既存の一時保護所の見直しなど(必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・児童福祉施設等における確保数など)
- ・一時保護の環境及び体制の整備（環境の整備、研修などによる職員の専門性の向上など）
- ・代替養育としての性格（一時保護の場は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは「できる限り良好な家庭的環境」で個別性を尊重）
- ・子どもの最善の利益の保護（一人一人の児童の状況に応じて、適切な一時保護を実施）

【本県の現状】

- ◆一時保護の状況
 - ・一時保護所の定員 30人×4か所=120人
 - ・一時保護所の入所率 88.4% (H29)
 - ・一時保護人数 1,647人 (H29延べ人数)
うち一時保護所 937人、一時保護委託 710人

一時保護所	H25	H26	H27	H28	H29
保護人数	770	755	751	992	937
入所率	84.4	80.4	83.3	92.3	88.4

- ・平均一時保護日数 41.9日 (H29)
- ・職員体制77人（児童1.6人：職員1人）
- ・研修受講状況
保護担当新任職員研修 28人、
性的虐待対応ガイドライン実務研修 6人
- ・民間機関等による第三者評価の実施（平成30年度～）

【素案における具体的取組】

- 新9 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント(評価)が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。【こども安全課】
- 10 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負った子供のケアを行います。
【こども安全課】
- 修11 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中の子供の学習機会の拡充に努めます。【こども安全課】
- 新12 一時保護所において子供の権利を尊重し、環境改善に取り組み、民間機関等による第三者評価を実施するなど運営改善を図ります。
【こども安全課】
- 新13 一時保護を要する児童の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行います。【こども安全課】
- 新14 児童養護施設における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設、里親等による一時保護委託を進めるため必要な支援を行います。【こども安全課】

【国の方針】

- ◆法改正・国事業の支援の仕組みを踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施計画を策定する。
- ◆自立援助ホーム等、自立支援策の実施計画を策定する。

【本県の現状】

- ◆社会的養護自立支援事業等の計画的な推進
 - ・平成29年度の国制度創設と同時に開始
- ◆自立援助ホームの実施
 - ・自立援助ホーム 10か所・定員67名（市：2か所・14名）（R1.8.1）
- ◆自立支援策の計画的な推進
 - ・本県独自の施策の実施
 - ・就労支援事業（H26～）
 - ・希望の家事業（H27～）
 - ・退所者支援センター事業（H29～）

【素案における具体的取組】

修64 進学や就労を目指す義務教育終了後の児童に対して、共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームの充実を図ります。

【こども安全課】

修63 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。【こども安全課】

新64 児童養護施設の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。

【こども安全課】

新65 児童養護施設の入所児童等に対して学習費、部活動費、資格取得費用等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。【こども安全課】

新66 進学、就労が困難な児童養護施設の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する関係機関との連携を図ります。【こども安全課】

新67 児童養護施設の退所者等が社会の中で孤立することを防ぎ、必要に応じて関係機関による支援につなげることができるよう、退所者等が相談し、交流することができる拠点をつくります。【こども安全課】

新68 児童養護施設の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて22歳まで引き続き施設等に居住させるなどにより、自立のための支援を行います。

【こども安全課】

修69 児童養護施設の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。【こども安全課】

新70 障害児支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設などの連携を図ります。

【障害者支援課】（再掲）

指標 児童養護施設退所児童の大学等進学率 現状値 25.7%（平成30年度）⇒ 目標値 35%（令和6年度）

【国の方針】

- ◆中核市の児童相談所設置に向けた取組
 - ・平成28年の児童福祉法改正の趣旨は、全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す。
- ◆児童相談所における人材確保・育成に向けた取組
 - ・児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

【本県の現状】

- ◆平成30年度に中核市に児童相談所設置の意向を確認したところ、財政面や人材確保の面から設置は困難とのこと。
- ◆児童相談所における人材確保・育成に向けた取組
 - ・職員の配置状況

	H26	H27	H28	H29	H30
児童福祉司(人)	139	139	144	150	162
児童心理司(人)	40	41	41	41	48

- ・人材確保：主に新卒者を対象とした「福祉職」「心理職」の採用試験を実施。平成29年度から「児童福祉司」選考採用を開始
- ・人材育成：法定研修などを実施
- ・法定研修(H29～)：児童福祉司任用後研修、SV研修
- ・県独自研修：新規採用1～3年目研修、テーマ別研修（里親委託、性的虐待対応、家族再統合など）
- ・非常勤弁護士を各児童相談所に1人、非常勤医師を児童相談所に計38人配置

【素案における具体的取組】

- 修1 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。【こども安全課】
- 修2 児童相談所の職員の専門性を向上させるため、職員研修を充実します。【こども安全課】
- 修3 児童相談所に警察官OBを配置し、児童福祉司と同行訪問するなど子供の安全確認や安全確保の徹底を図ります。【こども安全課】
- 修4 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。【こども安全課】
- 5 休日・夜間専用の電話窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。【こども安全課】
- 新6 虐待等に対して迅速かつ適切な対応が図られるよう、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ、虐待情報の全件共有を図ります。また、警察署と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。【こども安全課】
- 7 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所した子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【こども安全課】
- 新8 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。【こども安全課】